

瀬戸市告示第24号

平成20年瀬戸市告示第35号（会計管理者の権限に属する事務の一部を出納員等に委任させた件）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月27日

瀬戸市長 増岡錦也

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
第1表 会計管理者の権限に属する事務の委任			第1表 会計管理者の権限に属する事務の委任		
設置所	委任の対象となる事務	委任を受けた者	設置所	委任の対象となる事務	委任を受けた者
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
生活安全課	1及び2 <省略> 3 犬の登録手数料、 <u>狂犬病予防集合注射料金</u> 及び狂犬病予防注射済票の交付手数料の収納 4及び5 <省略>	<省略>	生活安全課	1及び2 <省略> 3 犬の登録手数料及び <u>犬の狂犬病予防注射済票の交付手数料の収納</u> 4及び5 <省略>	<省略>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
こども家庭課	1及び2 <省略>  3 <省略> 4 <省略> 5 <省略>	<省略>	こども家庭課	1及び2 <省略> 3 <u>ファミリーサポートセンター会員会費の収納</u> 4 <省略> 5 <省略> 6 <省略>	<省略>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
第2表 出納員の権限に属する事務の委任			第2表 出納員の権限に属する事務の委任		

